



はたらく女性のフロアかながわ (WWFK)

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町8-25-203 本間重子気付

「無期転換ルール」を実現させる闘いを

中村 由紀子 (電機・情報ユニオン、会員)

2013年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルールが規定されました。無期転換ルールとは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約になるというものです。しかし、無期転換ルールを目前に雇止め(解雇)をする企業が横行しています。

今回は、電機産業での雇止めの状況を寄稿していただきました。

▼日立は、無期転換ルールに従え

Aさんは、2003年10月に日立研究開発グループ横浜研究所(以下、日立)に派遣社員として入社しました。半年、1年の反復した契約を10年繰り返し、2012年10月に派遣社員から直接日立の有期契約社員に雇用され、16年間勤務してきました。職場は派遣の時と同じで、仕事も変わりませんでした。

2013年4月に施行された「改正労働契約法18条」に基づき2018年から、「無期雇用転換ルール」が開始され、6年目を迎えた6月14日に「無期雇用転換雇用の申し込み」をしました。

日立は、そのことを逃れる手始めとして、2018年3月に次年度の有期雇用契約は事業の縮小などの理由で「不更新条項」を持ち出し、有期雇用契約は2019年3月末で雇止めという契約書を交わしたのです。

Aさんたち3人は、会社の説明に納得できず、法テラスなどに相談していましたが、『日立リストラかながわ対策会議』のピラを見て、2019年1月28日に電機情報・ユニオン(以下、ユニオン)に相談してきました。

ユニオンは、早速、2月12日、神奈川労働局へ行き、日立に「無期転換ルール」による「転換」をするように助言・指導を要請しました。翌日神奈川労働局が日立に対し、「無期転換雇用」申し込みによって契約が締結されていること、「解約するには整理解雇4要件が

必要であり、裁判になれば厳しい結果になる」と助言していることがわかりました。

2月22日にAさんに「3月31日付け」の解雇予告通知が提示されました。

2月27日、畑野君枝衆議院議員が第7予算委員会でこの問題を取り上げ、世耕経産大臣から「コンプライアンスは企業の大前提」との回答を引き出しました。

3月19日に第1回の団交を行ってから団交を重ねてきています。団交の中で、日立は、県労働局から助言されたことを隠し、「解雇」の理由がないことを迫ると、「総合的な経営判断だ」との姿勢を示していますが、2018年度決算では過去最高の利益をあげています。

「無期転換ルール」による雇用開始はいつからなのか、2月22日の通知が「無期契約」の解雇予告かどうかについて厚労省の回答は、「無期転換ルール」による解約ができる期限は4月1日以降とのことです。この回答を団交でAさんの雇用は4月1日から開始されることを確認しましたが、日立は「2月22日の解雇予告」をもって解雇は履行されたとの見解を曲げませんでした。

最近、朝日新聞の経済部記者が、この問題を追及、日立出身の経団連中西会長の「不当はあってはならない」とのコメントを記事するなど、関心も高まっています。

このままでは日立にならって電機産業大手企業が「法」を守らない方向に向かってしまいます。

Aさんたちは、①解雇する合理的理由は成り立たない。②無期転換ルールの対象者を無期雇用にしないために実行された雇止めは認められない。③労働契約法上の手続きがとられていない。と解雇撤回を求めて闘っています。

みなさんのご支援をお寄せください。

潔く持たぬ暮らしを更衣
今年また子供神輿の触れ太鼓
佐知子



第5回

国際女性会議WAW!/W20に参加 鈴木 敏子（会員）

去る3月23・24日、ホテルニューオータニ（東京）であった標記の会の一般傍聴者募集に応募して参加しました。

WAW!は、安倍政権が2014年から始めたもので、今年は日本がG20の初めての議長国として6月に「大阪サミット」を主催することからこの早い時期の開催になったと思われます。テーマは”WAW! for Diversity”、「SDGsが目指す、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、現在の日本社会及び国際社会が抱える様々な問題についてみんなで考えていこうというメッセージ」であるとされています。またW20との同時開催で、複雑、盛りだくさんのプログラムでした。

2014年のノーベル平和賞を受賞したマララさんを開会の基調講演に招いたことがトピックになりましたし、もう一人の基調講演者ミシェル・バチエレ国連人権高等弁務官（チリ前大統領）や7か国の女性外相の他、各国から多数の参加者がありました。

安倍総理の開会挨拶に続いて、W20の代表から「労働」「デジタル」「投資」「教育」「暴力の根

絶」など7項目にまとめた提言が総理に手渡されました。第1項で、各国に「2025年までに労働参加率における男女格差を25%減らすという2014年のプリズベン・コミットメントに関する中間報告を2020年のG20において提示するよう要請」しています。

私が印象深かったのは、第4次産業革命における女性のエンパワーメントやジェンダー平等の課題であり、また、「誰もが潜在的に持っている…既成概念、固定観念」でジェンダー平等に向けて近年注目されてきた概念である「無意識のバイアス (Unconscious Bias)」がよく耳に入ってきたことでした。

日本の政府関係者の、ジェンダー平等の現状のとらえ方が鈍いこと、ジェンダーという用語はほとんど使わず「女性が輝く社会」や「女性活躍推進」という言い方に終始していることはいつもながらのことだと思いました。

この会議の成果が、6月末の「G20大阪サミット」にどのように反映されていくか、注視していきたいものです。



女性差別撤廃条約選択議定書の 批准を求める請願署名提出集会 佐久間由美子（会員）



集会の様子

6月4日、国会内において、「女性差別撤廃条約選択議定書の批准

を求める請願署名提出集会」が開催され、署名52,184人分を国会に提出しました。集会には4野党1会派の国会議員総勢14人が入れ替わり立ち替わり参加してスピーチ。主催は46団体が加盟する女性差別撤廃条約実現アクションです。

浅倉むつ子さんは、今年は国連の差別撤廃条約制定40周年、選択議定書制定20周年と前置きし、「条約の国家報告制度で、2020年には日本の第9次報告があるので、21年に審議される可能性がある。選択議定書の個人通報制度は、各国で成果を上げている。スペインでは、面会交流中に娘が前夫に殺害された女性が、前夫の脅迫・DV

を知りながら監視なしの面会を許可した裁判所への補償請求などを認めさせた」と解説、「批准について政府は20年間も『研究会で検討』と言っているが、20年も批准に背を向けている。日本は人権後進国、女性差別大国と言われている、検討を終えて批准の努力を」と強調しました。

日本婦人団体連合会の堀江ゆりさんは、「請願は採択されると内閣へ送られる2001年以降参院で20回も採択されているが衆院では一度も採択されていない。参院でも2017年以降、一部会派が保留したため、審議未了となり採択されていない。委員会ですっかり審議してほしい」と訴えました。

柚木康子さんが「広範囲の委員会や地方議会への働きかけ、署名などで、21年の審議までに批准できるようにしたい」と行動提起しました。

会場からも山下泰子さんが、日本政府が初めは女性差別撤廃条約に署名しないといていたのを、なんとか署名式に間に合わせたいきさつや、雇用機会均等法制定時の苦勞などを昨日の事のように語って振り返り、赤松良子さんが、「あのときは署名式のために一生で一番働いた、私の眼の黒いうちに批准できるのか、このままでは死ねません」と発言しました。

君嶋ちか子がゆく⑬ …神奈川県議会報告

かながわ人権推進懇話会、 多くの認識を共有

▼具体策に踏み出すべき

今回傍聴した「かながわ人権推進懇話会」は、ヘイトスピーチ対策を主な課題としていました。啓発に留まらず具体策に踏み出すべきという意見とともに、啓発内容についても疑問が出されました。

例えば、法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会作成の漫画形式のパンフ『私たちの身近にあるヘイトスピーチ』。最後のセリフは、「お互いに理解することができたらいいのになあ」です。これに対し、A委員から「なぜヘイトを理解をしなければいけないのか」という鋭い指摘がなされました。

同感です。ヘイトの本質は、属性のみで相手を執拗に誹謗中傷する人権への明らかな侵害です。

「違いを理解しましょう」という呼びかけは意味を成しません。「ヘイトは、人権と暮らしを脅かす犯罪」という明確なメッセージが必要です。

また、A委員・B委員から「日韓の歴史抜きに語れない」「日韓の歴史を書くべき」等の意見が



出されました。

▼「人権」を県の全ての 施策に

朝鮮学校補助金停止問題への言及もありました。

「県は、共に生きる社会を謳い差別を許さないとしながら、補助金を朝鮮学校に

だけ出さないのは矛盾」というA委員の指摘に対し、人権男女共同参画課は、「所管が違い答える立場にない」と。

C委員から「人権担当としての見解を」と促されても「差し控える」とどまり、ついにはB委員から「これに答えられないのでは、会議開催の意味を失う」という指摘まで。

更にD委員は、「出さない根拠を示せないなら、補助金を出すべき。人権担当は政策全般に対しチェック機能を持つべき」と。

E委員は「人権担当として、積極的に発言すべき」、座長からも「県の全てのセクションを人権のふるいにかけるのが人権担当の仕事」との意見が続きしました。

「ヘイトに関わる条例を」「補助金停止をやめるべき」「人権担当は全ての政策に対して指導性を」等は、私も議会で繰り返し求めてきました。

心の中で度々拍手を送った傍聴でした。引き続き議会でも取り組みます。

お元気ですか

加古 小夜子さんに聞く

一煎茶道を深めつつ、地域の活動も一

今年5月5日（子どもの日）、東京都の護国寺で煎茶道「黄檗東本流」の茶会が開かれ、7社中の一席を担当して席主をつとめました。加古さんのお席は大人気。当日の夜や翌日に、何人かのお客様からお電話をいただいたということです。

「まず、お茶が美味しかったね」、「お話が楽しかった」、「鎌倉の切り山椒がおいしかった」などからはじまり、茶道の設えをはじめ煎茶道に造詣の深いことから、掛け幅、盛物（床の間の生け花）や茶道具などについての対話も楽しく喜ばれました。

加古さんの煎茶道との出会いは、1975年国際女性（婦人）年にさかのぼります。国際女性年の成果として、川崎市で「中小企業・婦人会館」が設立されました。その翌年からたくさんの講座が開講されて、入門したのが煎茶道「黄檗東本流」でした。



当時、多忙を極めた電器産業のNECに勤務して20年の働き盛りでした。それから、定年60歳まで元気に働き続けました。親の介護、子育て、職場の仕事、組合活動などの闘いが、続く毎日でした。

加古さんは「継続して学ぶ場所があったことは、自らを磨き新たなエネルギーを蓄える源になっていた」と語ります。現在の働く女性は、非正規やパートが増えているだけでなく、長時間・不規則労働が一般化しており稽古事を続けることは、時間的・経済的・体力的にもできないのが現実です。

現在、約500世帯の県営住宅に住んでいます。今後5年間に建て替え問題があり、それに伴う住民の要求をどう組織・実現していくか、その中心になる自治会の民主的運営をどう進めるかなど、加古さんの頭を悩ませる問題が次々と起こっています。

お話を聞いていると、今までと同じように要求を中心に心ある人の力を寄せ合って、事態解決の道を切り開いてきた加古さんだから、大変だけれど動き出していくと期待しています。はっきりとした発言と、よくとおる声は年齢を感じさせませんが、体調管理に気をつけて、皆さんに元気を与え続けてくださいね。（聞き手：本間重

映画が好き

「主戦場」

池田 資子(会員)



この映画を観るべきかどうか、悩みました。

でも、観終わってすっきりしました。

どちらが正しいとか、勝ち負けの問題ではなく、自分がどう対峙すべきかだと思ったからです。

ミキ・デザキ監督は日系アメリカ人2世。3年かけて作成されたドキュメンタリー映画には、慰安婦支援派と否定派(歴史修正主義)の30人近くが登場します。初め、否定派の論調に圧倒されそうになりますが、論点ごとに両派が交互に主張し検証が始まると、ひと言も聞き逃さないように集中し納得の2時間でした。

監督が目にした論点は①慰安婦の数②強制連行③性奴隷④歴史教育⑤日本政府の謝罪と責任などです。例えば否定派は次のように主張します。①に関して日本兵と慰安婦の数をあげ、20~40万人の慰安婦を相手にするのはひどいことになる。

②では、強制連行を証拠づける文書はないとの安倍答弁。しかし、強制連行の定義が不明確で両派で異なります。③では、報酬をえている。多額の貯金がある。日本人と一緒に映画やピクニックに出かけたりしている。慰安婦募集の記事に女性が詰めかけたと性奴隷を否定します。そしてバトルが始まります。両派の意見をきちんと聞き伝える。目の前で語っているような実感、緊張感。素晴らしいです。

私が慰安婦を知ることになったのは、彼女達が自らの体験を話し始めたからです。④の歴史教育で言えば学校では教わらなかったし、現在も欠落しています。1997年中学校の教科書全てに慰安婦の記載があったが、「新しい歴史教科書をつくる会」が結成され、2012年にはその記載が完全に削除されているそうです。何故、そこまでののでしょうか。答えは映画を観ればわかるはず。

普通のドキュメントであれば、慰安婦が主役になるはずなのに…この映画には当事者はほとんど出てきません。彼女たちの証言は信頼できないと、否定派は攻撃しています。今回の手法はバトルを通して事実を明らかにしていくものです。しかし、事実と真実は異なるかも知れません。それを見極めるのが私たちのやるべき事だと思えます。

勇気を持って「主戦場」へ。

.....

「家族農業の10年 農民の権利宣言を 考える国際フォーラム」に参加して

小島 八重子(会員)



国際フォーラムの様子

セスする権利を盛り込んでいる。権利宣言は、農民と農村社会が飢餓や貧困と闘う主役となる」と強調しました。

2017年12月20日、国連総会で「国際家族農業の10年」(2019年~2028年)が加盟国104か国の賛成で可決されました。2014年に国連が定めた「国際家族農業年」を10年間延長するというもので、世界各国・各地域で小規模・家族農業を関連政策の中心に位置づけようとする国際的流れの中で決定されました。

その初年となる6月25日、明治大学で「家族農業の10年 農民の権利宣言を考える国際フォーラム」が開催されました。画期的なのは、「農民と農村で働く人々の権利に関する国連宣言」(「農民の権利宣言」)が2018年12月17日国連総会で採択されたことです(賛成119、反対7、棄権49、残念ながら日本は棄権)。

フォーラムで「農民の権利宣言」について、インドネシアのヘンリー・トーマスさんは、「宣言は、土地・種子・生物多様性・伝統的知識・生産手段に対する権利と農村女性の権利、司法にアク

愛知学院大学准教授の関根佳恵さんは、「世界の農場の9割、世界の食料の8割が家族農業で支えている。食糧生産を持続可能にするには、営利だけを目的とする資本主義的企業農業に抗して、家族農業を農業・食糧政策の中心に位置づけること」と話しました。

シンポジウムの中で、韓国女性農業会のキム・ジョンヨルさんは、「農村における女性差別を可視化し、女性団体や人権団体、女性農民団体との連帯で、女性農民の権利を憲法や国内法に適用されるとりくみをすすめたい」との決意を語りました。

安倍政権の下、農地法・農協法、種子法、市場法など家族農業を支えてきた法律を廃止や骨抜きにしてきています。これ以上の攻撃を許さないためにも「農民の権利宣言」を主役に日本の家族農業を守り、発展させなければと強く感じました。